

きりゅうセレクト認定事業 募集要項

目的	<p>桐生市の優れた産品や製品を、統一したブランドとして市内外へ広くPRし、多くの方々に桐生の名品を知ってもらうために、今回の募集をいたします。</p> <p>認定した商品は、専用の冊子や観光パンフレットへの掲載、桐生市ホームページやSNSなどで積極的に宣伝していく予定です。</p>
募集期間	令和5年8月14日（月）から令和5年9月29日（金）まで
申請資格	<p>申請には、次の条件を満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桐生市内で広く販売されていて(通信販売のみの販売形態を除く。)、桐生市内で生産又は製造を行っている。 ・商品の製造又は販売について、法令に定めるところにより許可等を受けている。 <p>※下記認定基準に基づき審査を行うため、申請いただいた商品が、すべて認定されるわけではありません。</p>
対象品	繊維品、食品、民・工芸品、雑貨等
申請品数	1事業者1品目
申請方法	<p>次の必要書類をご準備のうえ、下記申請先へ郵送、ファクシミリ、Eメールまたは窓口にご申請ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書（様式第1号） ・商品の生産・製造・販売に必要な許可・資格等の証明書の写し <p>※申請いただいた後に、必要に応じて追加の書類の提出を求める場合があります。</p> <p>※申請書の様式については、桐生市のホームページよりダウンロードしていただくか、下記お問い合わせ先にご連絡ください。</p>
諸費用	<p>認定登録料：無料</p> <p>ただし、申請に係る経費は、申請者が負担するものとします。</p> <p>市が作成した表示物（シール・のぼり旗等）を使用する場合は、別途購入費用がかかります。</p> <p>※認定された場合は、本事業をPRするため、店舗等や認定商品に認定マークの表示を積極的にお願いいたします。</p>
審査・認定基準	<p>きりゅうセレクト認定委員会を設置し、次の認定基準に基づき、厳正に審査を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①桐生市固有の風土、文化、歴史、技術、素材を生産または製造の方法や過程に組み込んでいること ②継続して生産、製造しており、市内で広く販売をしていること ③既に生産、製造または販売されている商品の模倣品でないこと ④半年以上の販売実績があり、他地域との差別化が図れ、自信を持って紹介できる商品であること ⑤適当な価格であること ⑥食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、その他関係法令に定める基準に適合していること <p>※審査には、見本の提出が必要です。</p>
認定	<p>審査に合格し、認定された商品は、「きりゅうセレクト認定品」として、桐生市ホームページ及びパンフレット等へ掲載する予定です。</p> <p>その他、桐生市観光情報センター等で認定品の展示を予定しています。</p>
認定期間（予定）	3年間（令和6年4月1日～令和9年3月31日）
申請先・問い合わせ	<p><送付先> 〒376-0031 桐生市本町5丁目354 桐生市観光情報センター「シルクル桐生」 あて 電話 0277-32-4555 FAX 0277-40-1283 Eメール kanko@city.kiryu.lg.jp</p>